

# TPP11における 知的財産権の問題点 -著作権を中心として-

弁護士法人山田正彦法律事務所東京オフィス

弁護士 石塚大作

## TPP締結に伴う関係法律の整備に関する法律 案（整備法案）の内容（その1）

### 【著作権法】

- ①著作物等の保護期間の延長（18. 63条）
- ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化（18. 77条6項）
- ③法定の損害賠償又は追加的損害賠償に係る制度整備（18. 74条6項8項）
- ④著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備（18. 68条）
- ⑤配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与（18. 62条3項）

## TPP締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（整備法案）の内容（その2）

### 【特許法】

- ①特許出願前に自ら発明を公表した場合等の新規性喪失の例外期間を6か月から12か月に延長（18.38条）
- ②特許出願から権利化までに生じた不合理な遅延があった場合、期間補償のため延長登録の出願により延長を認める制度を整備（18.46条）

### 【商標法】

- ①商標の不正使用に対し、損害額として商標の取得・維持に通常要する費用相当額の請求を認める（18.74条7項）

## TPP11における凍結項目（その1）

- ・ 知的財産の内国民待遇（18.8条）
- ・ 特許対象事項（18.37条2項4項）
- ・ 審査遅延に基づく特許期間延長（18.46条）
- ・ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（18.48条）
- ・ 一般医薬品データ保護（18.50条）
- ・ 生物製剤データ保護（18.51条）

# TPP11における凍結項目（その2）

★著作権等の保護期間（18.63条）

★技術的保護手段（18.68条）

- ・権利管理情報（18.69条）
- ・衛星・ケーブル信号の保護（18.79条）
- ・インターネット・サービス・プロバイダ（18.82条）

★は整備法案の対象となっているもの

## ①著作物等の保護期間の延長

### 【内容】

著作物等の保護期間を，原則，著作者の死後50年から70年に延長

### 【問題点】

1 孤児著作物が死蔵されてしまう

- ・著作者の死後50年も経過すると，創作者の相続関係がわからなくなり，孤児著作物（創作者やその連絡先が不明の著作物）が生じている
- ・保護期間70年となると，孤児著作物はさらに増加
- ・「青空文庫」などのデジタルアーカイブ活動に困難が生じ，文化活動が停滞する

## ①著作物等の保護期間の延長

### 2 保護期間の延長は権利者の利益とならない

- ・人の創作活動は先人の業績の上に成立し、また、著作物は広く利用されることが文化の発展に資する
- ・もっとも、全ての情報について知的財産権が何人にも帰属しないパブリックドメインとしたのでは、著作者の創作意欲が減退
- ・これらの調和の観点から、保護期間を定めて情報の独占的利用が認められている
- ・著作者の死後50年以上も経済的価値を維持している著作物のごく少数であり、これらの著作物はすでに十分な利益が与えられている

## ①著作物等の保護期間の延長

### 3 保護期間の延長は国益に反する

- ・コンテンツの国際収支は、圧倒的に輸入超過
- ・欧米より短い日本の保護期間が経過すれば、日本では著作権使用料を払うことなく、欧米の作品を利用できる
- ・ブロードバンド時代において、自由に利用できるコンテンツを放棄することになる

### 4 二次創作活動への影響

## ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化

### 【内容】

現在親告罪とされている著作権等侵害罪（10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金）について、①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること、②有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること、のすべての要件を満たす場合、非親告罪の対象とする

※日本の著作権等侵害罪は、世界的にみても極めて重い

## ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化

### 【問題点】

#### 1 二次創作活動への影響

- ・コミックマーケットや同人誌活動では、既存の作品のパロディ等の二次創作が多いが、これらは翻案権の侵害として著作権侵害に当たる
- ・権利者としては悪質なものを告訴し、その他は黙認するという暗黙の領域の下で発展してきた二次創作活動が停滞する
- ・第三者通報により、告訴がなくても捜査にさらされるおそれがあり、表現活動の萎縮効果が生じる

## ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化

### 2 社会生活への影響

- ・資料のコピーやメーリングリストでの情報共有は多くの企業・個人がおこなっているが、厳密には著作権侵害に当たる
- ・権利処理の費用・能力のない一般人は、著作権侵害のリスクをおそれることで表現活動の萎縮効果が生じる

※著作権は本質的に表現の自由と対立するもの

→要件を限定しても、なお萎縮効果が生じるおそれ

## ③法定の損害賠償又は追加的損害賠償に係る制度整備

### 【内容】

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額を損害額として賠償を請求することができる

### 【問題点】

#### 1 法改正の実効性が低い

- ・侵害された著作権が著作権等管理事業者により管理されておらず、使用料規程が存在しない場合には、使用料規程による損害額の算出ができず、改正法案の実効性は低い

## ③法定の損害賠償又は追加的損害賠償に係る制度整備

2 追加的損害賠償がさらなる法改正で導入されると・・・

- ・損害賠償額が現実の損害と乖離することとなり、実質的には懲罰的損害賠償に接近
- ・填補賠償原則（実損の填補を目的とし制裁的機能を有しない）に反し、日本の法体系上認められない（最判平9・7・11「萬世工業事件」）
- ・知的財産法だけでなく、独占禁止法や製造物責任法等の他の法分野にも影響を及ぼす
- ・パテントトロールによる訴訟のビジネス化、高額の賠償金をおそれたビジネスにおけるリスクテイクの回避により経済の活力が削がれる

## ④著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備

### 【内容】

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）等を権限なく回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする

### 【問題点】

アクセスコントロール（デジタル技術を用いることにより、著作物を見たり聞いたりすること自体を防止・制限すること）の回避を規制することで、私的使用目的での複製等もできなくなる

## ⑤配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

### 【内容】

放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する

## TPPにおいて著作権が重視された背景 (その1)

### 【デジタル技術の発展】

- ・ デジタル技術の発展に伴い、著作権の文化的側面のみならず経済的側面が重視されるようになる
- ・ アメリカにおいて、デジタル技術の発展により大きな影響を受ける映画産業がロビイングによる立法活動による著作権拡大を指向
- ・ しかし、学者や図書館による反対運動

### 【国内法から国際条約へ】

- ・ 国内での立法活動から、国際条約による著作権拡大へシフト  
→WIPO著作権条約



# TPPにおいて著作権が重視された背景 (その2)

【単一条約から通商条約へ】

- ・通商条約の交渉では、知的財産以外の項目（農作物等）も交渉材料にできるため、アメリカの意思を通しやすい
- ・「日米年次改革要望書」「日米経済調和対話」にも、保護期間の延長、非親告罪化などの項目あり
- ・通商条約は伝統的に政府間の秘密交渉が原則であり、反対運動の影響を最小化できる
- ・ただし、アメリカは、各業界の代表をアドバイザーとして参加させていた
- ・指向されたのは「アメリカスタンダードの（有利な部分の）国際化」
- ・例えば、フェアユースについては触れられていない

※医薬品データ保護など、他の知的財産権も同様の背景

## フェアユース

著作物を権利者に許諾を得ないで利用した場合に

- ①利用の目的・性質
- ②利用された著作物の性質
- ③利用された著作物の量や実質性
- ④利用行為が著作物の潜在的市場や価値に与える影響

という4要件を総合的に考慮して、その利用が公正であったかを判断する

- ・フェアユース規定があれば、インターネットビジネスにおける起業家がリスクをとってビジネスをすることが可能になる

## 凍結項目を法改正することの問題点

- ・条約は国内法に優越するため、いったん条約を締結するとそれに反する国内法の制定・改正は困難
- ・デジタル技術の発展する現代において、新しいサービスが生まれたときに国内法で柔軟に対応することが困難
- ・自国の判断で新しいサービスへ対応できる道を確保しておいた方が国際的にも有利
- ・TPP11でアメリカスタンダードの影響が強い条項が凍結項目とされたにもかかわらず、国内法を改正してしまえば、今後の交渉材料を自ら手放すことに

## 主要参考文献

- 中山信弘（2014）『著作権法（第2版）』有斐閣
- 野口祐子（2014）『デジタル時代の著作権』筑摩書房
- 福井健策（2012）『「ネットの自由」vs. 著作権』光文社
- 福井健策ほか（2014）『インターネットビジネスの著作権とルール』公益社団法人著作権情報センター